

第1回 砂川市小中一貫教育推進委員会 次第

日 時 令和3年6月3日（木） 18:00～

場 所 砂川市役所 2階大会議室

1. 開 会
2. 委嘱書交付
3. 挨拶 砂川市教育委員会教育長
4. 会長及び副会長の選出
5. 説明事項
 - ・これまでの経過について
 - ・小中一貫教育推進委員会について
 - ・小中学校統合の流れについて
 - ・確認・検討事項について
6. その他
7. 閉 会

別添資料

- 別添1 小中一貫教育推進委員会 委員名簿
- 別添2 砂川市小中一貫推進委員会設置要綱
- 別添3 砂川市立小中学校適正配置基本方針
- 別添4 砂川市立小中学校適正配置基本計画
- 別添5 砂川市立小中学校適正配置基本方針・基本計画【概要版】

これまでの経過について

教育委員会では、市内の児童生徒数が年々減少し、学校規模も大きく変化する中、将来にわたり効果的な統一性のある教育活動を維持するため、平成30年度から市立小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始しています。

検討にあたっては、今後の小中学校のあり方や基本的な考え方について、広くご意見をお伺いすることが望ましいとして、市内の関係する各種団体・組織の皆様に対しまして適正配置に係わる「意見を聴く会」を開催し、皆様のご意見を踏まえながら、パブリックコメントを経て、適正配置に係わる基本方針を令和元年6月に策定いたしました。

令和元年8月、基本計画（案）の協議・検討を進めるため、市内関係団体からの推薦により構成される検討委員会を設置し議論を重ねていただき、令和元年12月に検討委員会より計画案となる提言書がまとめられました。

教育委員会では、それまで検討委員会で整理いただいた内容を尊重しながら精査を進め、令和2年5月に「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定し、計画の中では、小中一貫教育の導入について、学校統合に並行して導入を図るものとしており、「義務教育学校」及び「小中一貫型学校」いずれも可とするが、基本的に「義務教育学校」の方向を目指すものとして計画しています。

その後、計画の内容について保護者、地域の方々に対して広く周知させていただくため、令和2年10月から11月にかけて11か所の会場で説明会を開催するとともに、令和3年1月から4月にかけて各小中学校PTAに対して基本計画の推進について合意形成をはかりました。

主な取り組みの経過

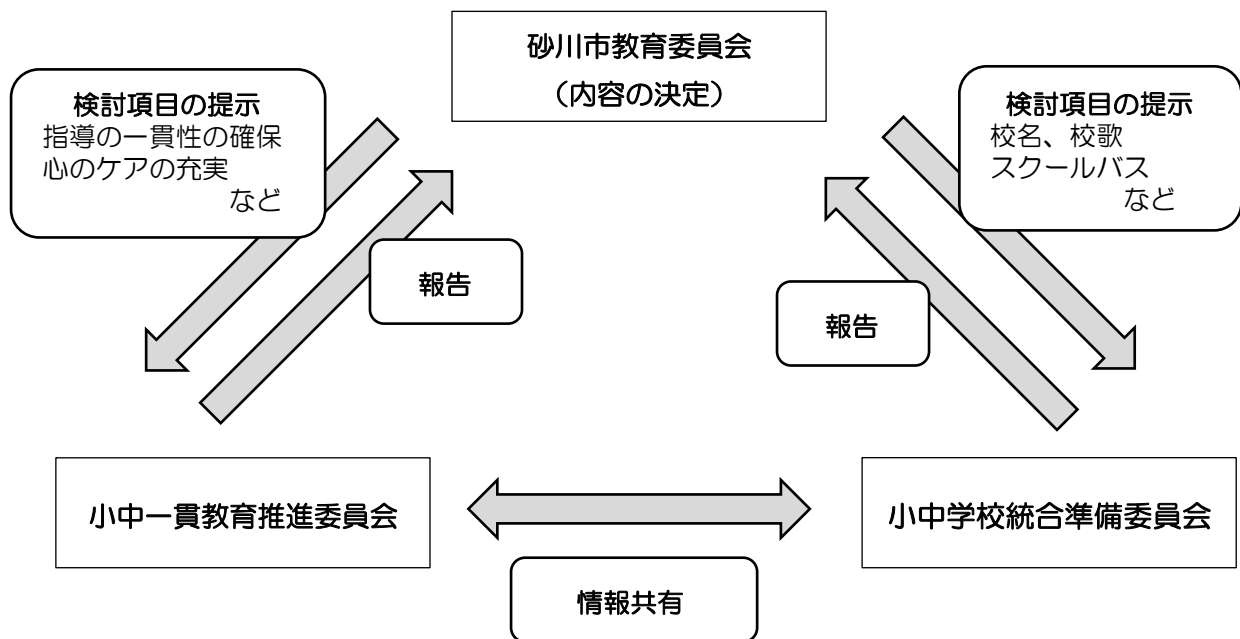
平成30年4月	適正配置の検討開始
平成30年10月	適正配置に関わる「意見を聴く会」を実施 ・11団体・12開催
令和元年5月	砂川市立小中学校適正配置基本方針（案）に対するパブリックコメントの実施
令和元年6月	「砂川市立小中学校適正配置基本方針」を策定
令和元年8月	砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会を設置
令和元年12月	「砂川市立小中学校適正配置計画策定に関する提言書（計画案）」を受理
令和2年5月	「砂川市立小中学校適正配置基本計画」を策定
令和2年10月～11月	「砂川市立小中学校適正規模・適正配置説明会」を保護者、地域向けに学校、コミュニティセンター等11ヶ所で開催
令和3年1月～4月	「砂川市立小中学校適正配置基本計画に対する同意書」による合意形成

小中一貫教育推進委員会について

砂川市小中一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、小中一貫教育の導入・推進を図るため令和2年度に策定した「砂川市立小中学校適正配置基本計画」（以下「基本計画」という。）に沿って具体的な事項を調査及び協議していくために、学校関係者などからご意見を伺うための機関としており、推進委員会で協議した内容及び決定した事項を取りまとめ教育委員会へ報告（提言）することとしています。

また、基本計画で示している「学校統合」については、別途「砂川市立小中学校統合準備委員会」を設置して協議することとしています。

推進委員会の位置づけ

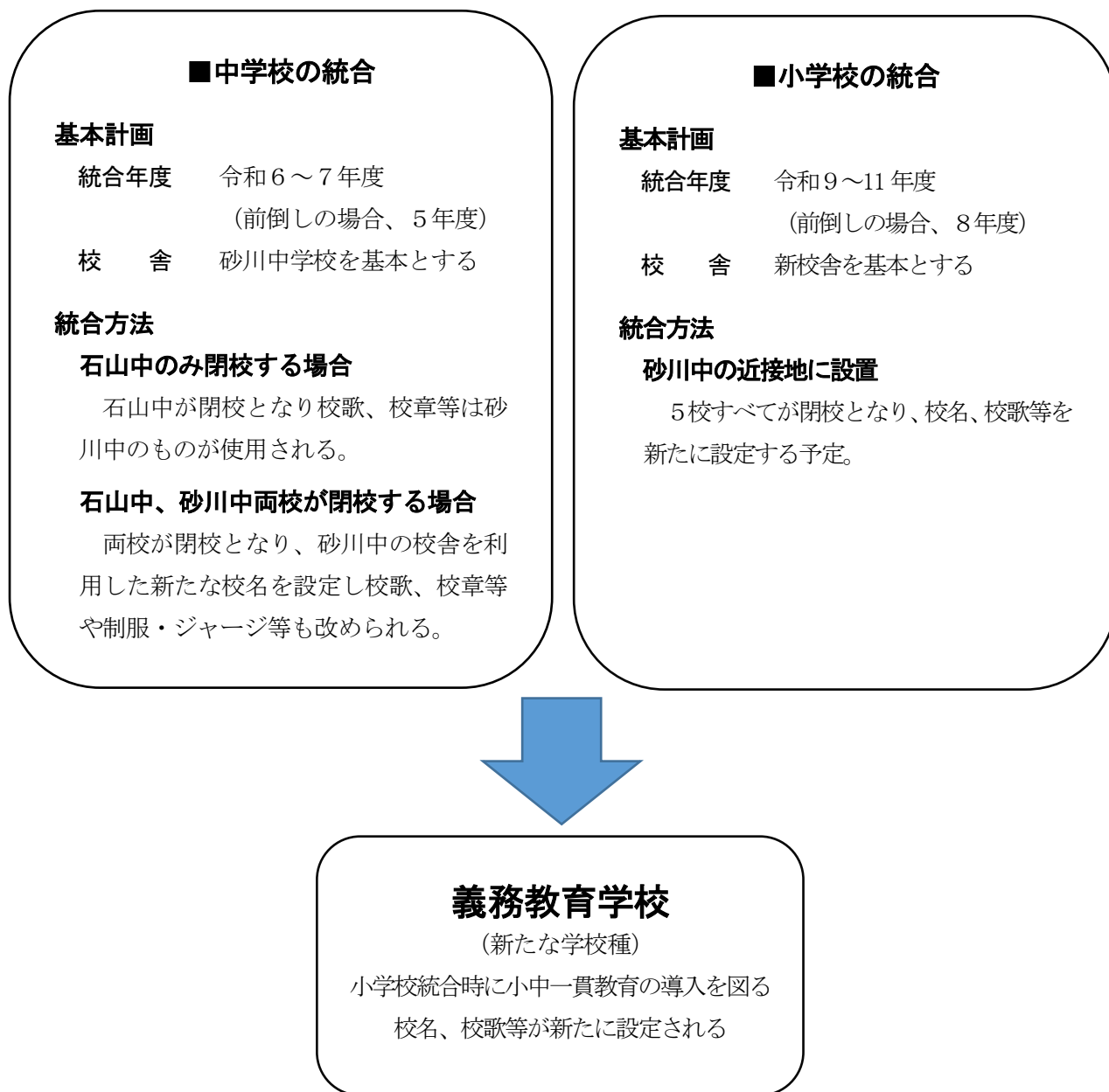


小中学校統合の流れについて

適正配置基本計画では、「小学校5校を1校に統合し、校舎については新校舎を基本とする」「中学校両校を1校に統合し、砂川中学校の活用を基本とする」が基本計画となっており、小学校の統合が令和9～11年度、中学校の統合が令和6～7年度を目指すこととしています。

ただし、保護者や地域等の皆様のご理解により、早期に協議・諸条件等が整った場合は、実施時期を早めることも検討することとしています。

小中一貫教育の導入については、小学校の統合時期に合わせて導入を目指すこととなりますので、令和9～11年度（前倒しの場合、8年度）の導入を目指します。



確認・検討事項について

小中一貫教育導入の検討にあたり、「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成 28 年文部科学省）では、検討事項などについて以下の項目があげられています。

- 小中一貫教育が求められる背景・理由の確認
- 小中一貫教育制度について
- 基本的な導入手順と P D C A の推進
- 指導の一貫性の確保
- 学年段階の区切りの柔軟な設定
- 小学校高学年における教科担任制，乗り入れ指導
- 多様な異学年交流の設定
- 特別支援教育の充実
- 心のケアの充実
- 小中一貫教育の実施・改善のための体制整備

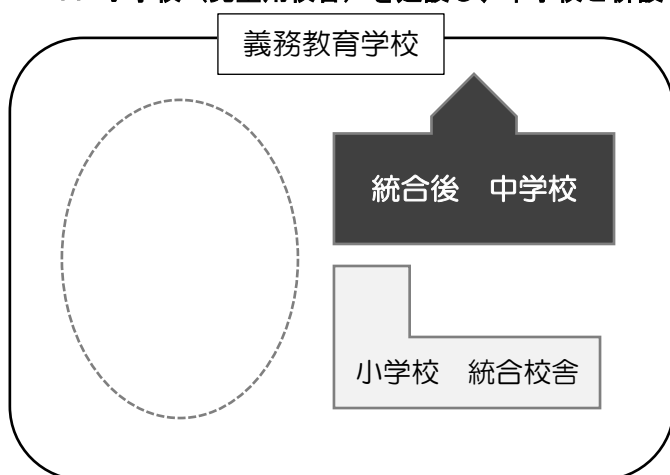
推進委員会では、これらの項目等を踏まえ小中一貫教育の導入に向けて協議していただくこととなりますが、その他、義務教育学校を目指す観点から、小中一貫教育の教育課程を編成する場合、施設面における適正な規模についても検討していただくこととなります。

◆統合時の施設規模について

中学校の統合について、基本計画では「砂川中学校の活用を基本とする」としており、教育課程の編成においても既存施設での対応が可能です。

小学校の統合時には、「新校舎の設置を基本とする」としており、義務教育学校を目指すとした場合、学校統合の建設・設置方法は2通りの方法が考えられます。

1. 小学校（児童用校舎）を建設し、中学校と併設する



◎中学校の施設・機能を最大限活用

◇普通教室

必要数－中学校既設数＝建設数
(例:27 教室-15 教室=12 教室)

◇特別教室

原則、中学校内のものを活用

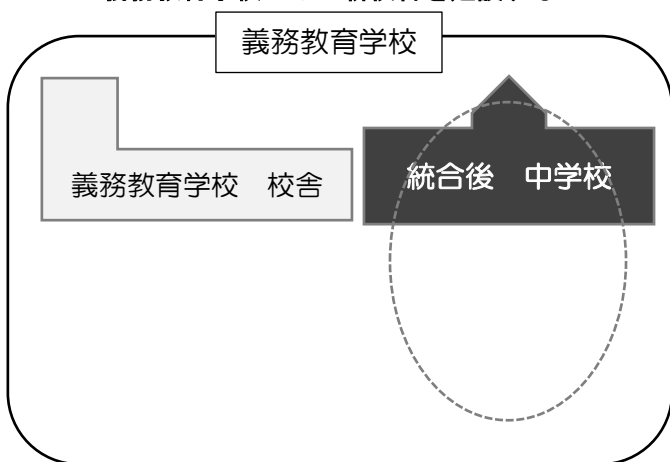
◇体育館

原則、中学校内のものを活用

◇グラウンド

そのまま中学校のものを活用

2. 義務教育学校として新校舎を建設する



◎新設校なため、基本、設計は自由

◇普通教室

必要数

◇特別教室

必要数

◇体育館

新設

◇グラウンド

移設工事の可能性あり

※新校舎完成後、既存校舎解体

新校舎の建設にあたり、普通教室数については、児童生徒数により決定されることとなりますが、特別教室数、体育館、グラウンドの規模については、教育課程の編成の観点からも必要数等について検討していただくことになります。

(参考) 砂川中学校の概要

面 積	建物敷地：22,288㎡	グラウンド：23,610㎡
	校舎：6,695㎡	体育館：1,903㎡
	(建物敷地+グラウンド=45,898㎡)	
教室数	普通教室：11室	特別教室：15室 多目的教室：8室